# 【その他(人材)7】

事項	頁名	「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、
		在留資格「研修」の見直し
規制	削・制度の概要	在留資格「研修」において実施できる研修は、国
		若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が
		自ら実施する研修等であり、企業による実務研修
		は含まれていない。
		<根拠法令>
		出入国管理及び難民認定法第2条の2,第7条第
		1項及び第2項
		出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の
		基準を定める省令
改革	草の方向性(当初案)	在留資格「研修」において実施できる研修の中に、
		パッケージ型インフラの海外展開のために、現地
		のパートナー企業から人材を受け入れる企業によ
		る実務研修も含めるべきである。
	上記改革の方向性への	〈法務省〉
	考え方	〇研修・技能実習制度については、一部の受入れ
		機関が研修生・技能実習生を実質的に低賃金労働
		者として稼働させるなど同制度の悪用事案の問題
		に対処し、研修生・技能実習生の保護の強化を図
担		るため、出入国管理及び難民認定法及び日本国と
当		の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の
府		出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の
省		法律(平成 21 年法律第 79 号) が第 171 回国会に
の		おいて成立し,本年7月より施行したところであ
回		3.
答		〇当該改正の中で、研修生・技能実習生の保護の
		強化を図る観点から、従前の在留資格「研修」の
		うち実務研修を伴うものについては、在留資格「技
		能実習」により行うこととし、原則として雇用契
		約を締結した上で実施させ、入国1年目から技能   中羽はが労働間係は会よの周囲も乗ばられてよる
		実習生が労働関係法令上の保護を受けられるよう
		にしたところである。

〇ご指摘の「パッケージ型インフラ展開」に伴う 現地パートナー企業からの人材受入れがどのよう な活動を我が国で行うものであるのか具体的には 承知していないため、在留資格「研修」又は「技 能実習」のいずれに該当するのか(あるいはいず れにも該当しないのか)現時点において判断する のは困難である。

〇仮に、ご指摘の人材受入れが実務研修を伴うものである場合は、実務を伴う研修について在留資格「技能実習」ではなく在留資格「研修」により受入れを認めることとすることは、上記の改正の趣旨にかんがみ困難である。

#### 〈厚生労働省〉

〇「パッケージ型インフラの展開」におけるパートナー企業からの人材の受入れについては、「技能 実習」の要件に該当するのであれば、技能実習生 として受け入れるべきである。

○実務研修に従事させ、実質的に労働者性がある にもかかわらず、労働契約を締結せず、各種保険 にも加入しないことは、労働者保護の観点から問 題があり、困難である。

# 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

#### 【対応困難とする場合】

要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等

## 〈法務省〉

「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉

「パッケージ型インフラの展開」におけるパートナー企業からの人材の受入れについては、「技能実習」の要件に該当するのであれば、技能実習生として受け入れるべきである。

実務研修に従事させ、実質的に労働者性がある にもかかわらず、労働契約を締結せず、各種保険 にも加入しないことは、労働者保護の観点から問 題があり、困難である。

# 改革事項に対する 基本的考え方

- ●新成長戦略に盛り込まれた「パッケージ型インフラ海外展開」を効果的・効率的に実施する観点から、在留資格「研修」において実施できる研修に、国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修等に加え、「パッケージ型インフラ海外展開」のために現地のパートナー企業から人材を受け入れる企業による実務研修も含めるべきである。
- ●本年7月の法改正以前は、このような人材は在留資格「研修」で来日し、日本企業と労働契約は締結せず、傷害に備えて海外旅行保険等に加入していた。ところが、7月以降は在留資格「技能習」で来日し、日本企業と労働契約を締結し、各種保険に加入することが必要となっている活動は同じにも関わらず、受け入れる日本企業の負担が大幅に増加しており、パッケージ型インフラを海外に積極的に輸出しようという政府の方針に合致しない。また、このような負担は切り、プロストナー企業に振らざるを得ないが、他国との競争においてはマイナス要因の一つになる。
- ●「「パッケージ型インフラ展開」に伴う現地パー トナー企業からの人材受入れがどのような活動を 我が国で行うものであるのか承知していない」と あるが、具体的には鉄道・エネルギー・リサイク ル等の分野において、現地パートナー企業の技術 者が、母国での技術指導やシステム・マネージメ ント等のために、我が国にあるオペレーションセ ンター等のシステム管理の現場で研修を受けるこ とを指す。その際には座学だけでなく、現場で、 座学等で習得した知識を以て実務を行うことが必 要不可欠である。また、この研修の効果を上げる ためには、日本人の優秀なスタッフがつきっきり で面倒を見る必要がある。言葉の問題等もあり、 非常に負担のかかるものである。これに加え、新 たに雇用契約や保険加入を必要とすることは、我 が国企業のパッケージ型インフラの海外輸出への

	意欲を減退させるものである。
	●「ご指摘の人材受入れが実務研修を伴うもので
	ある場合は、実務を伴う研修について在留資格「技
	能実習」ではなく在留資格「研修」により受入れ
	を認めることとすることは、上記の改正の趣旨に
	かんがみ困難である」とあるが、国、地方公共団
	体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修等
	のいわゆる公的研修では実務研修が認められてい
	る。我が国の発展に貢献する「パッケージ型イン
	フラ」関係の対象業種を絞り込んだ上で、実務研
	修の内容・必要性等を公的機関が審査し、その正
	当性が証明された場合には公的研修同様、在留資
	格「研修」を付与し、実務研修を認めるべきであ
	る。
	●在留資格「技能実習」で受け入れた場合には実
	務研修は実施できるが、受入れ企業は研修生との
	雇用契約や各種保険の加入等が求められており、
	そもそも現地パートナー企業から派遣されてくる
	人材の受入れには馴染まない。また、学歴・職歴
	によっては在留資格「技術」等が付与されない人
	材である可能性もある。
具体例、経済効果等	ハードの輸出だけでなく、運用等のソフト面での
	フォローアップにもきめ細かい対応が可能とな
	る。他国との競争に勝ち新成長戦略にある「パッ
	ケージ型インフラ海外展開」の推進を図ることが
	できる。
改革案	在留資格「研修」において実施できる研修の中に、
	パッケージ型インフラの海外展開のために、現地
	のパートナー企業から人材を受け入れる企業によ
	る実務研修も含めるべきである。

# 【その他(人材)8】

事項名	名	我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人
		が就労可能となる制度の整備
規制・制度の概要		EPAに基づく介護福祉士候補生以外の外国人
		が、我が国の大学等を卒業し我が国の介護福祉士
		資格を取得しても、該当する就労可能な在留資格
		がないため、日本で就労できない。
		経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和
		国との間の協定附属書十第一編第六節1及び2
		経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国
		との間の協定附属書八第一部第六節付録一3
		出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の
		規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に
		係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第16
		号,第17号,第20号~第22号
改革(	の方向性(当初案)	EPAに基づく介護福祉士候補生以外の外国人
		が、我が国の大学等を卒業し我が国の介護福祉士
		資格を取得した場合、介護福祉士として我が国で
		就労できるように在留資格を新たに創設するべき
		である。
	上記改革の方向性への	〈法務省〉
7	考え方	〇EPAに基づく介護福祉士候補者については,
		介護福祉士資格取得後は協定に基づき我が国にお
担		いて介護福祉士として就労可能となっている。
.— 当		〇一般的に介護福祉士の業務について該当する在
府		留資格を創設するか否かについては、介護分野の
省		業務は、全体としては外国人の受入れを認めてい
の		る専門的・技術的分野の業務としての評価が確立
回		していないため、現状においては該当する在留資
答		格がないが、介護に必要な知識に係る科目を専攻     して大党を充業と、火芸知識策を活かして会議性
		して大学を卒業し、当該知識等を活かして介護指
		導,相談業務等に従事しようとする場合には,「人
		文知識・国際業務」の在留資格に該当する場合が
		あり得る。

〇日本の大学等を卒業した留学生等で介護福祉士 資格を有するものによる身体介護業務も含めた介 護分野への従事の可否については、現在のインド ネシア等との経済連携協定(EPA)に基づく介 護福祉士候補者の就労状況等も踏まえて検討する こととしている。

〇現在では、専門的・技術的分野に該当するとは 評価されていない分野における受入れについて は、政府全体として、我が国の産業及び国民生活 に与える正負両面の影響を十分に勘案し、国民の コンセンサスを踏まえつつ、多方面から慎重に検 討していくことが必要である。

#### 〈厚生労働省〉

〇EPAに基づく介護福祉士候補者については、介護福祉士資格取得後は協定に基づき我が国において介護福祉士として就労可能となっている。 〇現在、外国人労働者の受入範囲は、出入国管理法上、「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を総合的に勘案して決定しているところであり、介護分野の業務は、全体としては外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、該当する在留資格がない。また、介護分野での外国人労働者の受入れについては、

- ①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。
- ②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が懸念されること。等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。なお、介護分野においては、まずは、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入

促進等により、人材の確保を図っていくことが重要である。また、介護分野は現下の厳しい雇用情勢の下、新規就職が期待できる雇用の吸収分野として戦略的に重要であり、介護現場の処遇向上など様々な支援に取り組んでいるところ、これらの政策と逆行する懸念がある。  【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補売措置の有無等  「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉 介護分野での外国人労働者の受入れについては、①介護分野であり、資格者・無資格者の区分な行意を受け入れることも、の労働市場を形はしているため、外国人介護分野であり、資格者・無資格者の区分介護合・代替が生じること。②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の悪影響が大きいこと。等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する促進等に入びの悪影響が大きいこと。等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する促進等に介護労働者の受入れによりに入びにより、記述のよいが、現在のであるが、別でであるが、別であると、現在介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働者が認定した講習事業者の講習を修了であるため、高度な比をより、介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働者が認定した講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度ないとしかない。しから人意と認定すると、「講習修了者」と記定される「認定資格」であるため、高度ない。しから格率も50%間後であるため、高度ない。しから格率も50%間後であるとは認祉せてあると、「講習修了者」との合格率も50%間後である。  ②「は発見でいるとは認祉」であるため、高度ない。これない。しから格率も50%間後であるとは認祉する。またない、高度ないとしている。これない。これない。これない。これない。これない。これない。これない。これない			
夢の下、新規就職が期待できる雇用の吸収分野として戦略的に重要であり、介護現場の処遇向上など様々な支援に取り組んでいるところ、これらの政策と逆行する懸念がある。  【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容  【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等  「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉 介護分野での外国人労働者の受入れについては、①介護分野での外国人労働者を受入なくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているとな、外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の悪影響が大きいこと。等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する万々の定着促進や回の心潜在のであるが外国人介護労働者の受入なによりこれらが経事に取り組んでいるとこよりこれらが国書され、かえってう悪循環が生じるおそれがある。  ②同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働「が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了をもホームへルパーであれば厚生労働「が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修丁者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			促進等により、人材の確保を図っていくことが重
して戦略的に重要であり、介護現場の処遇向上など様々な支援に取り組んでいるところ、これらの政策と逆行する懸念がある。  【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容  【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等  「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉 介護分野での外国人労働者の受入れについては、①介護分野により資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格が各の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的の資格の参入促進等に取り組んでいるとこよよりこれらが阻害され、かえって、求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。			要である。また、介護分野は現下の厳しい雇用情
ど様々な支援に取り組んでいるところ、これらの政策と逆行する懸念がある。  【対応困難とする場合】 更望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等  「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉 介護分野での外国人労働者の受入れについては、①介護分野での外国人労働者の受入れについては、①介護分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い費者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			勢の下、新規就職が期待できる雇用の吸収分野と
政策と逆行する懸念がある。  【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容  【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等  が護分野での外国人労働者の受入れについては、 ①介護分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者を受け入れることは、正の分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の当場条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ②●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働者が認定した講習事業者の講習を修了であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			して戦略的に重要であり、介護現場の処遇向上な
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容  【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等  「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉 介護分野での外国人労働者の受入れについては、 ①介護分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ②季事項に対する 基本的考え方  本的考え方  本の表え方  「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			ど様々な支援に取り組んでいるところ、これらの
「対応困難とする場合			政策と逆行する懸念がある。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等  「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉 介護分野での外国人労働者の受入れについては、 ①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なだ同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、 女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところがのところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりにれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ②本事項に対する 基本的考え方  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国		【対応可能性のある場合】	
要望へ対応した場合に生しる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉 介護分野での外国人労働者の受入れについては、 ①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者を受け入れることは、この分野への競・代替が生じること。 ②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国		見直し予定及びその内容	
要望へ対応した場合に生しる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉 介護分野での外国人労働者の受入れについては、 ①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者を受け入れることは、この分野への競・代替が生じること。 ②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
ではいます。  「ではいきないでは、		【対応困難とする場合】	〈法務省〉
対する補完措置の有無等  介護分野での外国人労働者の受入れについては、 ①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、 女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国		要望へ対応した場合に生	「上記改革の方向性への考え方」に記載
①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 ②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、 女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国		じる問題点及び問題点に	〈厚生労働省〉
きる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 ②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国		対する補完措置の有無等	介護分野での外国人労働者の受入れについては、
一の労働市場を形成しているため、外国人介護労働者を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 ②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、 女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ○同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労で
働者を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 ②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、 女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			きる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同
との競合・代替が生じること。 ②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、 女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			   一の労働市場を形成しているため、外国人介護労
②外国人介護労働者を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			│ │働者を受け入れることは、日本人介護労働者全体│
野への就業希望の多い若者、 女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームへルパーであれば厚生 労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			との競合・代替が生じること。
の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			②外国人介護労働者を受け入れることは、この分
の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会
の悪影響が大きいこと。 等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着 促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り 組んでいるところであるが、安易な外国人介護労 働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって 求人充足が図られず人材不足が深刻化するという 悪循環が生じるおそれがある。 ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生 労働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
等の労働市場に与える影響も勘案し、認められない。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着 促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り 組んでいるところであるが、安易な外国人介護労 働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって 求人充足が図られず人材不足が深刻化するという 悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生 労働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			の悪影響が大きいこと。
い。 また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着 促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り 組んでいるところであるが、安易な外国人介護労 働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって 求人充足が図られず人材不足が深刻化するという 悪循環が生じるおそれがある。 ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生 労働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
また、現在介護分野で労働に従事する方々の定着 促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り 組んでいるところであるが、安易な外国人介護労 働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって 求人充足が図られず人材不足が深刻化するという 悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生 基本的考え方  ・労働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
促進や国内の潜在的有資格者の参入促進等に取り 組んでいるところであるが、安易な外国人介護労 働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって 求人充足が図られず人材不足が深刻化するという 悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生 労働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
組んでいるところであるが、安易な外国人介護労働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって求人充足が図られず人材不足が深刻化するという悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
働者の受入れによりこれらが阻害され、かえって 求人充足が図られず人材不足が深刻化するという 悪循環が生じるおそれがある。  ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生 基本的考え方  労働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
求人充足が図られず人材不足が深刻化するという 悪循環が生じるおそれがある。 ●同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生 基本的考え方  参働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
悪循環が生じるおそれがある。  改革事項に対する  基本的考え方  参同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生 労働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
<ul> <li>改革事項に対する</li> <li>基本的考え方</li> <li>参働省が認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持っているとは認められないかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国</li> </ul>			
基本的考え方 労働省が認定した講習事業者の講習を修了する と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国	改革	<u> </u>	
と、「講習修了者」と認定される「認定資格」であ るため、高度な技能を持っているとは認められな いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
るため、高度な技能を持っているとは認められない。しかしながら、介護福祉士は「国			
いかもしれない。しかしながら、介護福祉士は「国			
			家資格」であり、その合格率も50%前後である

ことから、EPAに基づく介護福祉士候補生でなくとも、この資格を取得できるのであれば高度な技能を持つ人材と認定し、介護福祉士として我が国で就労できるようにするべきである。

- ●医師や歯科医師・看護師等の我が国の国家資格を取得した外国人は、在留資格「医療」を付与されれば我が国で就労が可能であり、更に歯科医師・看護師に関しては平成22年11月に就労年数制限を撤廃する省令改正が行われる予定である。新成長戦略にある「日本と世界とのヒト・モノ・カネ」の流れ倍増の観点から、介護福祉士においても看護師等と同様に我が国の国家資格を取得した外国人に関しては、我が国で介護福祉士として就労可能な在留資格を付与すべきである。
- ●外国人に関しても介護福祉士の国家試験受験は認めており、これに合格するということは現在 EPA に基づく介護福祉士候補生が対応に苦慮している日本語の能力や、我が国での介護福祉の知識が習得できていると考えられることから、我が国の国家資格を取得した者に限り、我が国で介護福祉士として就労可能な在留資格を付与すべきである。
- ●外国人留学生の中には、我が国において介護福祉士の資格取得及び卒業後我が国での就労を希望する者もいるが、現状では該当する就労可能な在留資格がないため、大学等での履修及び国家資格取得を断念している。

# 具体例、経済効果等

我が国の介護福祉士の資格を取得した者が、我が 国で介護福祉士として就労することが可能とな る。他方でアジア地域全体でも高齢化は急速に進 んでおり、我が国での介護の手法を理解する人材 を増やすことは我が国にとってもアジア地域全体 にとっても有意義である。例えば、我が国の介護 事業者が海外進出し、我が国で先行して培ってい る介護知識やノウハウを駆使し、その地域の介護 分野を支える一翼を担うことも可能となる。

改革案	EPAに基づく介護福祉士候補生以外の外国人
	が、我が国の大学等を卒業する等により、我が国
	の介護福祉士資格を取得した場合、介護福祉士と
	して我が国で就労できるように在留資格を新たに
	創設するべきである。
	【平成23年度検討・結論】

# 【その他(人材)9】

事項名	在留資格「投資・経営」の要件及び運用基準の緩
	和
規制・制度の概要	①在留資格「投資・経営」の要件の1つである「当
	該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二
	人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事し
	て営まれる規模のものであること。」の目安とし
	て、最低でも500万円以上の投資が必要とされ
	ており、それ以下の投資額では在留資格「投資・
	経営」は付与されない。
	②2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員
	がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとす
	る場合、ピラミッド型の人事組織を有しないこと
	を持って、全員には在留資格 「投資・経営」が付
	与されない。
	<根拠法令>
	出入国管理及び難民認定法第7条
	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の
	基準を定める省令
改革の方向性(当初案)	①在留資格「経営・投資」の要件の目安とされて
	いる「最低でも500万円以上の投資」を緩和す
	べきである。(例えば、300万円以上の投資等)
	②2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員
	がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとす
	る場合、当該外国人全員に在留資格「投資・経営」
	を付与できるようにするべきである。
上記改革の方向性への   担   +	
当	〇我が国においては、専門的・技術的分野での外
府	国人労働者の受入れを政府全体の基本政策として
省	おり主な就労資格についてはこれを担保する要件
0	が設けられているところ、在留資格「投資・経営」
	については、本邦において事業の経営を行う場合
答	に、学歴・実務経験に係る要件は設けられていな
	い。 このため、在留資格「投資・経営」を取得し

ようとする者については、その者が我が国において行おうとする活動が虚偽のものでなく、付与された在留資格に応じた活動を行おうとしているか判断するにあたっては、その者の行おうとしている事業の継続性が見込まれていることが重要であるため、相当額の投資等を要件としているところである。したがって、当該要件の緩和は困難である。

## ②について

〇また、2名以上の外国人が共同で企業する場合は、それぞれの行う業務内容からみて、事業を経営する者に該当するか否かについて、個別に審査を行っているところである。

### 〈厚生労働省〉

①「投資・経営」の在留資格について投資額の要件を緩和すること、及び②共同で起業して他の従業員がいない場合に全員に「投資・経営」の資格を与えることについて、日本における基準は諸外国と比較しても緩いものであり、これをさらに引き下げることは、経営者としての性格を疑わせ、実質的に安易な外国人労働者の受入範囲の拡大につながり、労働市場及び国民生活に影響を与えることから困難である。

(参考:諸外国における必要投資額) 米国 50 万ドル(約 4, 150 万円) カナダ 40 万カナダドル(約 3, 280 万円) オーストラリア 80 万オーストラリアドル(約 6, 480 万円)

シンガポール 250 万シンガポールドル (約 1 億 5,750 万円) (2010 年 1 月 1 日に 150 万ドルから引き上げ)

# 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

32

#### 【対応困難とする場合】

要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等

#### 〈法務省〉

「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉

〇「投資・経営」の資格における投資額等は当該 人材が専門的・技術的分野に該当する者かどうか を判断する基準であるが、日本の基準は諸外国と 比較しても緩く、これをさらに引き下げることは、 経営者としての性格を疑わせ、実質的に安易な外 国人労働者の受入範囲の拡大に繋がり、労働市場 や国民生活に影響を与えるおそれがあることか ら、対応は困難である。

〇なお、家事使用人の帯同については一定の要件 を満たす者について、限定的に認められていると ころであるが、帯同可能な者の増加については、 家事使用人に対して労働関係法令が適用されない ため劣悪な労働条件で業務に従事する等の問題が 発生するおそれがあるため、慎重な対応が必要で ある。

# 改革事項に対する 基本的考え方

### ① について

- ●対日投資促進支援の観点から、外国企業の我が国への進出や、留学生等による我が国での起業の阻害要因の1つになっている在留資格「投資・経営」の要件の目安である「最低でも500万円以上の投資」を緩和すべきである。
- ●在留資格「投資・経営」の要件として相当額の 投資が必要ということは理解できるが、目安がな ぜ「最低でも500万円以上」なのか示されたい。 ●厚生労働省から参考としてご提供いただいた諸 外国における必要投資額は、永住権を伴う投資移 民の基準であり、在留資格「投資・経営」の要件

の目安と同列に比べることは困難である。

#### ②について

●対日投資促進支援の観点から、会社設立当初に おいては、役員のみの形態は珍しいものではない 現状も踏まえ、外国企業の我が国への進出の阻害 要因の1つになっている運用基準を緩和すべきで

	ある。1人が役員として在留資格「経営・投資」、
	1人が従業員として在留資格「技術」等を申請す
	るという手法もあるが、実際の経営実態とは異な
	り、合理性に欠ける。また、このような手法をと
	った場合、例えば一方には家事使用人を帯同させ
	られるが、もう一方には帯同させられないといっ
	た問題等も発生する。
	●個別に審査を行っているということだが、2名
	以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいな
	い状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、
	当該外国人全員に在留資格「投資・経営」を付与
	されたケースがあるのであれば示されたい。当分
	科会の主張はこのようなケースにおいて「全て付
	与すべきである」ではなく、審査を行い他の要件
	がクリアできているのであれば「付与すべきであ
	る」である。
具体例、経済効果等	在留資格「投資・経営」の要件及び運用基準を緩
	和することにより、外国人の我が国への投資促進
	を図ることが可能となる。ひいては我が国の雇用
	創出につながる。
改革案	①在留資格「経営・投資」の要件の目安とされて
	いる「最低でも500万円以上の投資」を緩和す
	べきである。(例えば、300万円以上の投資等)
	【平成23年度検討・結論】
	②2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員
	がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとす
	る場合、他の要件をクリアできるのであれば、当
	該外国人全員に在留資格「投資・経営」を付与で
	きるようにするべきである。
	【平成23年度検討・結論】

# 【その他(人材)10】

事項名	査証の発給基準の明確化等
規制・制度の概要 改革の方向性(当初案)	外国人は、日本に上陸するために、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。     <根拠法令>     ・出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第13項     ・査証の発給基準の明確化や審査期間に係る運用の周知・一層の明確化を図るとともに、発給基準の緩和について検討すべきである。
上記改革の方向性への考え方	・ 査証発給基準については、外務省HP等で「ビザ(査証)の原則的発給基準」を示しており、審査期間についても、申請内容に特に問題のない場合は5就労日で発給している。また、我が国は、外国人の移動を含む種種の規制改革や観光立国に向けた取組を進めており、諸外国との人的拡大に資するため、入国管理上問題の少ない査証申請者の利便性向上を勘案し、査証免除措置を始め、査証発給基準緩和等を実施している。
の	
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に じる問題点及び問題点 対する補完措置の有無等	<mark>(こ</mark>
改革事項に対する基本的考え方	・ 査証の発給には、法令等に明確な根拠がなく、 査証発給基準についても、外務省ウェブサイト 等において「ビザ(査証)の原則的発給基準」

が示されているものの、その内容は大まかな基準が示されているにとどまり、どのような場合に査証が発給されるのかが不明確である。また、例えば、短期滞在査証、長期滞在査証のいずれを取得するべきか明らかではない場合があり、それについて適切に相談できる窓口もなく、念のため長期滞在査証を取得するケースがあり、受入企業の負担が生じているとの指摘がある。
さらに、短期滞在査証で滞在が認められる日数は、通常90日まで認められるところ、特定の

- ・ さらに、短期滞在査証で滞在が認められる日数 は、通常90日まで認められるところ、特定の 総領事館においては一般的に90日より短い 期間しか認められないなど、大使館/総領事館 によって認められる日数にばらつきがあると される。
- ・ 発給に要する期間についても、外務省ウェブサイトにおいて、「申請内容に特に問題のない場合は5就労日」と示されているが、実際には、特定の総領事館においては事実上発給に5就業日以上の期間を要するなど、大使館/総領事館によって異なるとの指摘もある。
- 入国に際し取得が必要とされている査証について、その発給が不明確であることにより、例えば企業が外国人を受け入れる際に負担が生じている。発給基準のより一層の明確化、相談体制の充実、発給に要する期間に係る不均衡の是正などにより査証の発給を円滑化することで、ヒトの流れが促進される。
- ・ 併せて、実態を踏まえ、発給基準そのものも実態に合わせた柔軟な見直しが行われることが必要であり、基準の見直しが行われた場合には、その十分な周知が必要である。

### 具体例、経済効果等

・ ヒトの流れが促進され、異なる発想・能力・経験を基に、さまざまな分野におけるイノベーションを惹起することが期待される外国人材の受入れが促進される。

改革案	・ 時代の状況や査証発給実務の実態を踏まえ、発 給基準の見直し・より一層の明確化、相談体制 の充実、発給に要する期間に係る不均衡の是正
	などにより、査証発給を円滑化することについ
	て、検討し、結論を得る。【平成23年度検討・
	結論】

# 【その他(人材) 中期的検討項目】

事項名	外国人技能実習制度の改正
規制・制度の概要	①外国人技能実習制度の対象職種は、技能実習制
	度推進事業運営基本方針等に基づき、送出国のニ
	<ul><li>一ズに合致する職種かつ対象技能等の公的評価制</li></ul>
	度が整備されている職種とされている。農業・漁
	業・製造業等といった第一次産業や第二次産業が
	中心であり、流通業等の第三次産業は含まれてい
	ない。(平成22年7月現在66職種)
	②外国人技能実習制度の期間は、「研修」及び「技
	能実習」合わせて最長3年とされており延長はで
	きない。
	③実習終了後は、母国に帰国し、習得した技術を
	母国の発展のために役立てることが趣旨のため、
	そのまま我が国で就労することは認められていな
	U,°
	<根拠法令>
	出入国管理及び難民認定法第2条の2, 第7条第
	1項及び第2項
	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の
	基準を定める省令
改革の方向性(当初案)	①外国人技能実習制度の対象職種を、第三次産業
	(例えば流通業・観光業・日本独自の文化を担う
	産業)にも拡大すべきである。
	②技能実習期間が終了し、一定レベル以上の技能
	を身につけた技能実習生が、より高度な技能もし
	くは多能工として必要な関連技能を身につけるた
	め、更に2年程度の技能実習を可能とする制度を
	創設すべきである。その際、不正行為を防ぐため、
	技能実習生は専門職として技能検定に合格した者
	に限定し、実施機関についても当該実習生が1号
	及び2号で技能を修得した同一の機関でかつ新た
	に創設する優良機関認定制度(仮称)で優良と認

められた機関(企業単独型及び団体監理型とも)に限定するものとすべきである。

③技能実習期間が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に2年程度の技能実習を行った後、更に技能を熟練させるために日本での実務経験を希望する場合、我が国での就労可能な在留資格を付与すべきである。

担
当
府
省
の
口
答

# 上記改革の方向性への 考え方

## ① について

## 〈厚生労働省〉

〇技能実習制度における対象職種については、我が国での技能実習の成果が帰国後活用できるという送出し国のニーズがあること、単純作業で修得できるものではなく技能としての習熟に相応しい深みがあること、技能レベルについての公的評価制度が整備されていることを要件としている。職種の拡大にあたっては、これらの要件を満たすことを職種ごとに判断することになる。

〇なお、「観光地にその地域の知識が豊富な外国人がいるということはプラスにつながる」ことは、 母国に帰国して日本で修得した技能を活用するという技能実習制度の趣旨との関連性が不明である。また、「和食等の日本文化を広める人材の育成」については、日本で修得した技能を活用する業務に母国で雇用される予定があるという送出し国のニーズを確認する必要がある。

# ② について

#### 〈法務省〉

〇再技能実習や技能実習期間の延長については, 上記改正の施行後の適正化の状況をみて検討する こととしており, 現段階では制度を改正する状況 にないと考えている。

〇なお、本制度の抜本的見直しは専門的・技術的 分野に属しない外国人の受入れの問題とも密接に 関連しているので、この点については、諸外国に おける例や国民のコンセンサスを踏まえた上で、 専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問 題への対応とあわせて、検討を進めていくことと している。

## 〈厚生労働省〉

○一般にトータルの滞在期間が長期化することにより失踪・定住化のリスクが高まり、帰国後の技能移転という技能実習制度の趣旨に反するおそれがある。また、団体監理型を中心に技能移転を研

修・技能実習計画どおりに行わず、低賃金での労働力の確保として研修生・技能実習生を受け入れているなどの問題が指摘されたことから、研修生・技能実習生の法的保護の強化を中心として入管法令の改正が行われ、本年7月から施行されたところである。

〇さらに、多能工化への対応については、今回の 技能実習制度の改正に伴い、関連する複数の職種 について、技能実習計画に記載のうえで可能とし たところである。まずは制度改正による適正化を 進め、多能工化への対応状況を見極めたうえで、3 年を超える技能実習制度の創設を議論すべきと考 える。

### ③ について

### 〈法務省〉

〇我が国では「専門的・技術的分野」での外国人 労働者の受入れを政府全体の基本政策としており,就労可能な在留資格については専門性,技術 性の有無を担保するための要件を付しているとこ ろであり,当該要件を満たさない者について就労 可能な在留資格を付与することは困難である。

### 〈厚生労働省〉

〇滞在期間の延長や期間終了後の日本での更なる 就労を認めることは、母国への技能移転という制度の趣旨に反しかねないとともに、外国人の安易 な受入れ範囲の拡大につながり、国内の労働市場 の二重構造化とともに、労働条件等の改善を妨げ、 ひいては国内の求人充足・人材確保を阻害する懸 念がある。さらに、国民生活全体に関する問題と して幅広い見地に立った慎重な対応が必要であ る。

# 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

### 〈厚生労働省〉

### (1) について

〇技能実習制度における対象職種については、上 記要件を満たしていることを個別に確認した上 で、現行制度下においても追加が可能である。ま た、広範囲の業務知識や技術を習得する観点から は、生産管理、品質管理などの関連する技能等を 修得することを技能実習計画に含むことを、いず れの職種においても可能としている。

#### 【対応困難とする場合】

要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等

#### 〈法務省〉

②、③について

「上記改革の方向性への考え方」に記載 〈厚生労働省〉

②、③について

〇トータルの滞在期間が長期化することにより定住化のおそれがあり、技能移転の趣旨に反しかねないばかりか、現下の厳しい雇用情勢においては、日本人を雇用し、育成していくことを優先すべきであり、滞在期間の長期化は国内の非正規労働者やフリーター等の雇用・能力開発の機会を奪いかねず、労働市場に悪影響を与えるおそれがある。また、「新成長戦略」に掲げられている国内の若者、女性、高齢者等の方々の労働市場への参加を促進させ、職業能力開発等の人材育成を行う「雇用・人材戦略」の推進を阻害するおそれもある。

なお、滞在期間の長期化や就労可能な在留資格の付与等の外国人の受入れ範囲の拡大については、単に産業における労働カニーズの問題として経済的見地から議論するのではなく、労働市場をはじめ、外国人労働者の受入れが及ぼす我が国の医療・社会保障、教育、地域社会への影響や治安も含め、広範な国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、幅広く検討・議論していく必要がある。